

議案第七十五号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一品川駅周辺地区地区整備計画の項中「（令和三年東京都告示第千三百五十一号）」を「（令和四年東京都告示第九百四十一号）」に改める。

別表第二品川駅周辺地区地区整備計画の項中

区域四 二	区域四 三	区域五	区域六

を

区域B	区域A	区域六	区域五	区域四 三	区域四 二C	区域四 二B	区域四 二A
					一 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの 二 風営法第二(ぬ)項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 三 宿泊の用途に供する部分の容積率が百分の二十六未満の建築物 四 建築面積が五百平方メートル未満の建築物	一 法別表第二(ぬ)項に掲げるもの 二 風営法第二(ぬ)項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物 三 宿泊の用途に供する部分の容積率が百分の三十未満の建築物 四 建築面積が五百平方メートル未満の建築物	
					十分の八十九	十分の九十五	
						十分の六十	
						十分の八	
						千五百平方メートル	
					計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター及びエレベーター並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの並びに歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するものを除く。		
						百十五メートル建築物の高さは、T・P・トルを加えたものからの高さによる。	

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画が変更された品川駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、
本案を提出いたします。